

訪問看護利用料

※ 加算項目表 別紙

令和6年6月1日改定

【介護保険ご利用の方(1割)】

	訪問看護	予防訪問看護	
20分未満/回	… 314円/回	303円/回	} 看護師の訪問
30分未満	… 471円/回	451円/回	
30分以上60分未満	… 823円/回	794円/回	
60分以上90分未満	… 1128円/回	1090円/回	
20分/回 1単位	… 294円/回	284円/回	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問

※1日3回以上の場合90/100
(予防は50/100)

○加算項目については別紙参照

※ 介護保険での支給限度額の範囲を超えたサービスの利用料については、全額自己負担となります。

※ 介護保険料を滞納した場合は、一旦サービス費全額のお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

※ 病状が不安定になり頻回な訪問看護が必要であると主治医が特別指示書を交付した場合、医療保険に変わります。

【医療保険ご利用の方】

○後期高齢者医療

- 一般 … 利用料の1割負担
- 現役並みの所得者 … 利用料の3割負担

○国民健康保険・社会保険・退職者医療

(本人・家族) … 利用料の3割負担(所得等により上限額あり)

○重度障害者医療 … 500円/月 (限度)

- ・公費医療(被爆者医療・生活保 … 負担金はありません)

○特定疾患医療 … 受給者証の「自己負担限度額」に応じて支払額が異なります。

○その他の利用料

- ・規定時間(1時間30分)超過の訪問看護料 1,000円/30分毎
- ・営業日以外の訪問看護料 1,000円/30分毎
- ・死後の処置料(エンゼルケア) 12,000円

＜ 営業日・営業時間 ＞

平日 : 8:30~17:00 土曜日 : 8:30~12:30

休日 : 日曜日・祝日、年末年始 12/31~1/3

【自費の訪問看護】

介護保険の利用単位数に基づく料金が全額自己負担となります。

【その他】

- サービスの実施に必要な医療保険適応外の衛生材料、器材等及び利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用は利用者の負担となります。
- 訪問看護実施地域以外で訪問のご希望がある場合は、交通費を頂いています。

【お支払いについて】

担当看護師が毎月初旬に前月分のサービス利用料を請求いたしますので、現金でお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行いたします。